

第四十一号議案

江戸川区建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区建築審査会条例の一部を改正する条例

江戸川区建築審査会条例（昭和五十八年三月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第二条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正に伴い、建築審査会の委員の任期を条例で定める必要があるもので、本案を提出いたします。